事 務 連 絡 令和3年12月27日

 各 都 道 府 県 総 務 部 (人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
 (人事担当課扱い)

 各 指 定 都 市 総 務 局 (人事担当課扱い)
 (人事 長 員 会 事 務 局

総務省自治行政局公務員部公務員課

「配偶者同行休業の実施について」の一部改正について

令和3年12月24日付けで「配偶者同行休業の実施について(平成26年2月13日職職-41)」(以下「実施通知」という。)の一部改正が人事院より示され、配偶者同行休業の承認の可否を判断する際の留意事項の改正が行われましたので、参考までに送付します(別添1参照)。

配偶者同行休業は、取得回数の制限について定めはないものの、以前に配偶者同行 休業を取得したことがある職員から再度の休業の請求があった場合には、任命権者は、 原則として、前回の休業から職務に復帰した後一定期間(人事院が示す参考例では5 年程度)職務に従事しているときに限り承認することが適当であるとされています。

この点、前回の配偶者同行休業の承認が取り消された場合において、一定の条件(実施通知1(6)①~③)に該当するときは、例外として、一定期間の職務従事期間を考慮することなく、請求期間が前回の配偶者同行休業の請求期間の範囲内であるときは承認することが適当であるとされています。

今般の実施通知の改正は、配偶者同行休業の承認が外国における大規模な災害の発生や感染症のまん延等の事由により職員及び配偶者が外国に滞在しない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、再度の配偶者同行休業をしようとする場合についても、一定期間の職務従事期間を考慮することなく、請求期間の日数が前回の配偶者同行休業が取り消された日から当該配偶者同行休業の請求期間の末日までの日数以内であるときは承認することが適当であるとの解釈を新たに示すものです(別添2イメージ図参照)。

つきましては、各地方公共団体におかれましては、配偶者同行休業の承認について 引き続き適切に行っていただくようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各 市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。